

第15次地名地番変更に伴う 会社・法人等の変更登記の手引き

○登記に関するお問い合わせ

会社等の登記に関すること

さいたま地方法務局 法人登記部門

TEL 048 (851) 1000 (代表)

※音声ガイダンスが流れますので、「2」（会社法人登記）、
次に「2」（登記申請相談）を押してください

〒338-8513

さいたま市中央区下落合 5-12-1

不動産の登記に関すること

さいたま地方法務局 鴻巣出張所

TEL 048 (541) 0776

なお、登記の相談には事前に電話による予約が必要です。

北本市

はじめに

地名地番変更の実施により、対象区域内の会社、法人、組合の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）の所在地や代表者の住所が変更されます。該当する方は、所管の法務局へ変更登記を行う必要がありますので、この手引きをご参照のうえ、すみやかに手続きをされますようお願いいたします。

なお、登録免許税については、登記申請の際に「住所変更通知書」または住所変更の「証明書」（平成 28 年 8 月 1 日以降に改めて市から送付します。証明書が不足する場合は、市役所税務課にて無料で発行します）を添付すれば非課税となります。

目 次

| | |
|-----------------------------|---|
| 1 変更登記が必要な場合と登記期間 | 1 |
| 2 本店の所在地の表示が変更になった場合 | 2 |
| 3 支店の所在地の表示が変更になった場合 | 3 |
| 4 代表者等の住所の表示が変更になった場合 | 4 |
| 5 会社等が所有する不動産について | 5 |
| 6 申請書の記載例 | 6 |

※本冊子では会社の変更登記についてご説明しますが、法人・組合についても手続きは同様です。
用語を適宜読み替えてご覧ください。

1 変更登記が必要な場合と登記期間

変更登記が必要な場合

- | | |
|---|--------|
| ① 本店（主たる事務所）の所在地の表示が変更になった場合 | ⇒2 ページ |
| ② 支店（従たる事務所）の所在地の表示が変更になった場合 | ⇒3 ページ |
| ③ 会社・法人の代表者等（株式会社の代表取締役、特例有限会社の取締役・監査役、合名会社又は合資会社の社員、合同会社の代表社員、民法上の法人の理事、協同組合の代表者）の住所の表示が変更になった場合 | ⇒4 ページ |
| ④ ①に該当する会社が、土地建物等の不動産を所有している場合や、不動産に関するその他の権利（抵当権等）を有している場合 | ⇒5 ページ |

登記期間

| | |
|-----------------------------|--------------|
| 本店（主たる事務所）所在地の管轄法務局での変更登記…… | 変更日以降 2 週間以内 |
| 支店（従たる事務所）所在地の管轄法務局での変更登記…… | 変更日以降 3 週間以内 |

※ 変更登記を行わない場合、新しい所在地の表示での代表者の資格証明や印鑑証明を受けることができません。

2 本店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、「住所変更通知書」または住所変更の「証明書」を添付して、さいたま地方法務局法人登記部門に申請（郵送でも可）してください。

また、埼玉県以外に支店がある場合は、本店の変更登記終了後、その変更登記をしたことを証する「履歴事項証明書」の交付を受け、「変更登記申請書」に添付して、支店所在地を管轄する法務局にも申請（郵送でも可）してください。

変更登記申請書に会社法人等番号を記載することにより「履歴事項証明書」の添付を省略することもできます。この場合には、添付書類欄に次のとおり記載します。

履歴事項証明書 添付省略
(会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○○○)

(2) 参考例

ア 支店がない会社の場合

北本市下石戸下○番地○にある「A株式会社」の所在地の表示が、北本市下石戸○丁目△番地に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| ①必要書類 | 変更登記申請書（1通） 住所変更通知書または住所変更の証明書（1通） |
| ②申請人 | 代表取締役 |
| ③登記期間 | 変更日以降2週間以内 |
| ④申請書提出先 | さいたま地方法務局法人登記部門（郵送でも可） |

イ 支店がある会社の場合

北本市下石戸下○番地○に本店があり、東京都板橋区に支店がある「B株式会社」の本店所在地の表示が、北本市下石戸○丁目△番地に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

【本店の所在地で行う登記】

前記アの手続きのとおり。なお、本店の所在地の変更登記をしたことを証する履歴事項証明書の交付を、支店を管轄する法務局の数だけ受けてください。

【支店の所在地で行う登記】

- | | |
|---------|--|
| ①必要書類 | 変更登記申請書（1通） 本店の変更登記をしたことを証する履歴事項証明書（1通） |
| ②申請人 | 代表取締役 |
| ③登記期間 | 変更日以降3週間以内 |
| ④申請書提出先 | 東京法務局板橋出張所（郵送でも可） |

3 支店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、会社（支店）の「住所変更通知書」または住所変更の「証明書」を添付して、本店所在地を管轄する法務局に申請（郵送でも可）してください。

本店所在地を管轄する法務局での登記終了後、その変更登記をしたことを証する「履歴事項証明書」の交付を受け、「変更登記申請書」に添付して、さいたま地方法務局法人登記部門に申請（郵送でも可）してください。

変更登記申請書に会社法人等番号を記載することにより「履歴事項証明書」の添付を省略することもできます。この場合には、添付書類欄に次のとおり記載します。

履歴事項証明書 添付省略

(会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○○○)

(2) 参考例

東京都板橋区に本店がある「C株式会社」の支店の所在地の表示が、北本市下石戸○番地○から、北本市下石戸○丁目△番地に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

【本店の所在地で行う登記】

- ①必要書類 変更登記申請書（1通）
住所変更通知書または住所変更の証明書（1通）
 - ②申請人 代表取締役
 - ③登記期間 変更日以降2週間以内
 - ④申請書提出先 東京法務局板橋出張所（郵送でも可）
- ※なお、上記の変更登記をしたことを証する履歴事項証明書1通の交付を受けてください。

【支店の所在地で行う登記】

- ①必要書類 変更登記申請書（1通）
本店所在地での変更登記をしたことを証する履歴事項証明書（1通）
- ②申請人 代表取締役
- ③登記期間 変更日以降3週間以内
- ④申請書提出先 さいたま地方法務局法人登記部門（郵送でも可）

4 代表者等の住所の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、代表者等（株式会社の代表取締役、特例有限会社の取締役・監査役）の「住所変更通知書」または住所変更の「証明書」を添付して、会社の本店所在地を管轄する法務局に申請（郵送でも可）してください。

(2) 参考例

東京都板橋区に本店がある「D株式会社」の代表取締役「北本太郎」さんの住所の表示が、北本市下石戸下〇番地〇から、北本市下石戸〇丁目〇番地に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| ①必要書類 | 変更登記申請書（1通） 住所変更通知書または住所変更の証明書（1通） |
| ②申請人 | 代表取締役 |
| ③登記期間 | 変更日以降2週間以内 |
| ④申請書提出先 | 東京法務局板橋出張所（郵送でも可） |

6 申請書の記載例

記載例① 本店変更のみの場合

| 株式会社 会社変更登記申請書 | |
|--------------------------------|--|
| | 捨印 電話番号 048-000-0000 |
| 1. 商号 | A株式会社 |
| 1. 本店 | 埼玉県北本市下石戸下〇番地〇 |
| 1. 支店 | |
| 1. 登記の事由 | 地名地番変更による 代表取締役・代表社員 の住所変更 本店 支店 の変更 |
| 1. 登記すべき事項 | 平成28年〇月〇日地名地番変更による 代表取締役・代表社員 の住所変更 住所 埼玉県北本市下石戸 丁目 番地 平成28年〇月〇日地名地番変更による本店 支店 変更 本店 支店 埼玉県北本市下石戸〇丁目△番地 |
| 1. 登録免許税 | 登録免許税法第5条第5号により非課税 |
| 1. 添付書類 | 住所変更通知書（または住所変更の証明書） 1通 委任状 通 |
| 上記のとおり登記の申請をします。 | 法務局へ申請する日 郵送申請の場合は投函日 |
| 平成〇年〇月〇日 | 会社の通知書を添付 |
| 申請人 本店 | 埼玉県北本市下石戸〇丁目△番地 |
| 商号 | A株式会社 |
| 住所 | 埼玉県北本市本町1丁目111番地 |
| 代表取締役 代表社員 氏名 | 北本 太郎 |
| 上記代理人 住所 | |
| 氏名 | |
| | 届出印 |
| | 法務局に届出の印鑑 |
| | 印 |
| さいたま地方法務局法人登記部門 御中 | |

記載例② 本店変更と代表取締役の住所変更を一括して申請する場合

株式 会社変更登記申請書

捨印

電話番号 048-000-0000

1. 商号 A株式会社
1. 本店 埼玉県北本市下石戸下○番地○
~~1. 支店~~
1. 登記の事由 地名地番変更による 代表取締役 ~~代表社員~~ の住所変更
本店 ~~支店~~ の変更

変更前の本店所在地

連絡先を記載

1. 登記すべき事項 平成 28 年○月○日地名地番変更による
代表取締役 ~~代表社員~~ の住所変更

不要な文字は
二重線で削除

住所 埼玉県北本市緑○丁目□番地

変更後の代表取締役の住所

平成 28 年○月○日地名地番変更による本店 ~~支店~~ 変更

本店
支店 埼玉県北本市下石戸○丁目△番地

1. 登録免許税 登録免許税法第 5 条第 5 号により非課税

変更後の本店所在地

1. 添付書類 住所変更通知書（または住所変更の証明書） 1 通

~~委任状~~ 通

上記のとおり登記の申請をします。

法務局へ申請する日
郵送申請の場合は投函日

会社と代表取締役
個人の通知書を添付

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

変更後の本店所在地

申請人 本店 埼玉県北本市下石戸○丁目△番地

商号 B株式会社

住所 埼玉県北本市緑○丁目□番地

代表取締役

~~代表社員~~
氏名 北本 太郎

届出印

変更後の
代表取締役の住所

~~上記代理人~~ 住所

~~氏名~~

法務局に届出の印鑑

印

さいたま地方法務局法人登記部門 御中

Memo

発行

北本市役所市民経済部 暮らし安全課

〒364-8633 北本市本町1丁目111番地

TEL 048-594-5521 (直通)